帯広圏都市計画地区計画の変更 (帯広市決定)

都市計画西陵北地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名	称	西陵北地区地区計画
位	置	帯広市西18条から西21条南1丁目の一部
X	域	計画図表示のとおり
直	i 積	約40.2ha
地区計画の目標		当地区は、帯広市の中心部から西方約4kmに位置しており、都市計画道路「弥生新道」「栄通」に接する交通の利便性に恵まれた地区として、以前に(財)帯広市産業開発公社・帯広市土地開発公社により、流通業務地として、宅地開発が行われた流通団地地区である。 そこで、本計画では、当該宅地開発事業の事業効果の維持・増進を図り、建築物の用途の混在や敷地の細分化などによる業務環境の悪化を未然に防止し、良好な流通業務市街地の形成を図ることを目標とする。
区域の整備	土地利用の 方針	現行の土地利用計画を基本としつつ、当地区をさらに2つに細区分し、それぞれの地区にふさわしい合理的な土地利用を図るため、土地利用の方針を以下のように定める。 1 流通施設業務地区 流通業務機能の増進が図られ、地区内の利便性の確保が図られるよう、一定規模以下の販売店舗が立地できる地区とする。 2 沿道サービス地区 都市計画道路「弥生新道」に面する地区であり、商業・業務施設の立地を主として図る地区とする。
・開発及び	地区施設の 整備の方針	地区内の区画道路及び緑地については、当該宅地開発事業により整備されており、これら地区施設の機能 の維持・保全を図る。
保全に関	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。
する方針		1 流通業務機能の増進が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物等の用途の制限」を定める。
		2 ゆとりあるまちなみの形成と、健全で円滑な流通業務機能の確保を 図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。
		3 敷地の道路に面する部分には、植裁等による緑化が図られるよう、 また、駐車スペース等適切なオープンスペースの確保が図られるよう、 「壁面の位置の制限」を定める。

2 地区整備計画

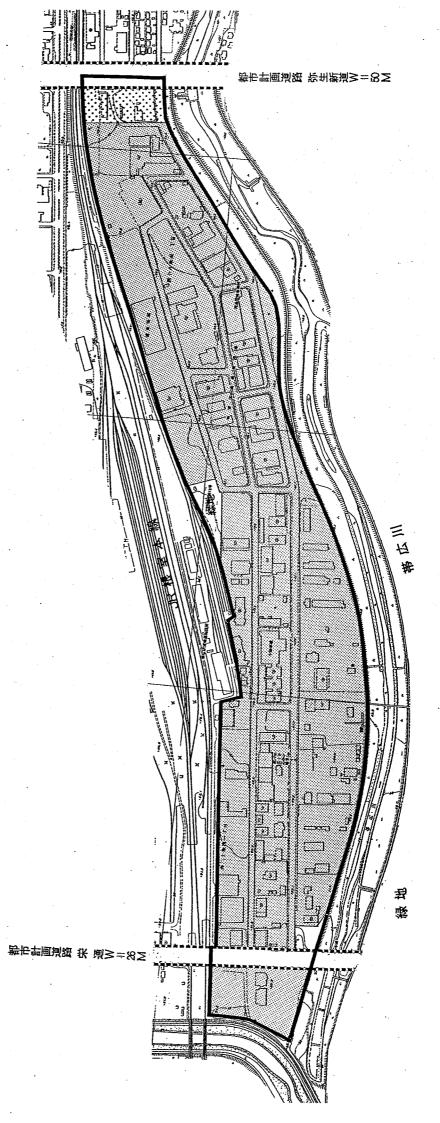
	名称			称	西陵北地区		
	区域				計画図表示のとおり		
	面			積	約39.4ha		
地		地区の	地区の	つ名称	流通業務施設地区	沿道サービス地区	
	建	区 分	地区の	の面積	約38.6ha	約0.8ha	
区	築	建築物等の	の用途の	の制限		次の各号に掲げる建築物及びこれ に附属する建築物は建築してはなら	
整	物				ない。 (1) 住宅(管理人住宅を除く。)	ない。 (1) 住宅(管理人住宅を除く。)	
	等				(2) 共同住宅、下宿 (3) 学校	(2) 共同住宅、下宿 (3) 学校	
備	に				(4) 図書館、博物館その他これら	(4) 図書館、博物館その他これらに	
計	関				に類するもの (5) 病院	類するもの (5) 店舗、飲食店又は展示場で、	
	す				(6) 店舗、飲食店又は展示場で、 その用途に供する部分の床面	その用途に供する部分の床面 積の合計が3,000㎡以上の	
画	る				積の合計が1,000㎡以上 のもの	もの (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、	
	事				(7) ボーリング場、スケート場、 水泳場その他これらに類する	射的場、勝馬投票券発売所、場 外車券売場、カラオケボックス	
	項				政令で定める運動施設 (8) マージャン屋、ぱちんこ屋、 射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他これらに 類するもの (9) カラオケボックスその他これ に類するもの (10) ホテル又は旅館 (11) 畜舎 (12) 劇場、映画館、演芸場若しく は観覧場又はナイトクラブ (13) キャバレー、料理店その他こ れらに類するもの (14) 建築基準法別表第2(ぬ)項第 3号に掲げる建築物(同号 (2)、(3)、(6)、(10)、(11)、 (17の3)及び(19)に掲げる建 築物を除く。)	その他これらに類するもので、 その用途に供する部分の床 面積(店舗、飲食店又は展示場 が複合する場合、その用途に供 する部分を含む)の合計が 10,000㎡を超えるもの (7)ホテル又は旅館 (8)畜舎 (9)劇場、映画館、演芸場若しくは 観覧場又はナイトクラブ (10)キャバレー、料理店その他これ らに類するもの (11)建築基準法別表第2(ぬ)項第 3号に掲げる建築物(同号 (2)、(3)、(6)、(10)、(11)、 (17の3)及び(19)に掲げる建築 物を除く。)	
		建築物の最 低	敷地 ī限	_	500㎡(日用品の販売を主たる 目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店、及び理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗を除く。)	5 0 0 m²	

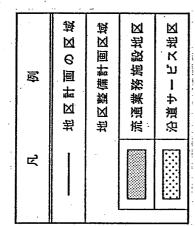
壁位		面の	制	の限	道路境界線(隅切部分は除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等という。)の中心線までの距離の最低限度は3mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合は、この限りではない。 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し軒の高さが2.3m以下であること。 (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であること。	の外壁 関係 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学
,	備	2	<u>.</u>		用語の定義及び面積等 の算定方法については、建 築基準法及び同法施行令 の例による。	左

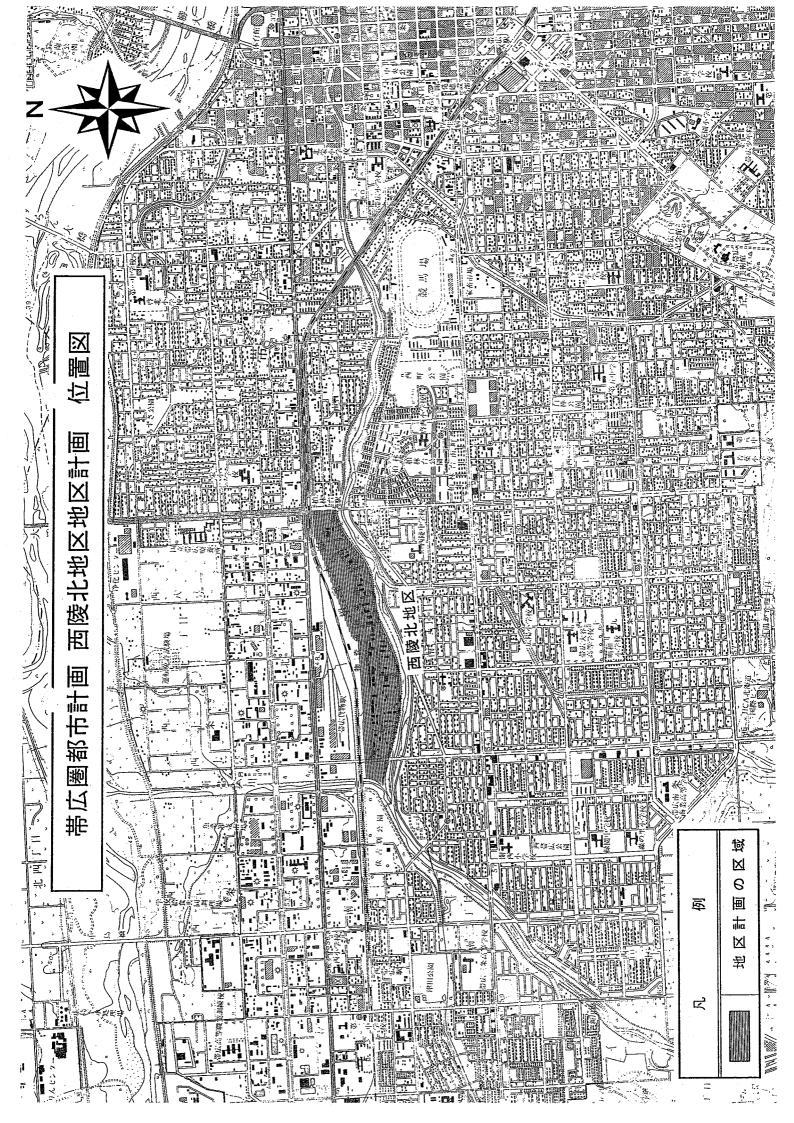
(理由)

改正建築基準法の施行により、条項ずれが生じることから、該当部分の変更を行うとともに、 所要の整理を行うため、地区計画の変更を行うものである。









帯広圏都市計画地区計画の変更(帯広市決定)<mark>新</mark>

都市計画西陵北地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名	称	西陵北地区地区計画
位	置置	帯広市西18条から西21条南1丁目の一部
×	域	計画図表示のとおり
直	積	約40.2 <mark>ha</mark>
地区計画の目標		当地区は、帯広市の中心部から西方約4kmに位置しており、都市計画道路「弥生新道」「栄通」に接する交通の利便性に恵まれた地区として、以前に(財)帯広市産業開発公社・帯広市土地開発公社により、流通業務地として、宅地開発が行われた流通団地地区である。 そこで、本計画では、当該宅地開発事業の事業効果の維持・増進を図り、建築物の用途の混在や敷地の細分化などによる業務環境の悪化を未然に防止し、良好な流通業務市街地の形成を図ることを目標とする。
	土地利用 <u>の</u> 方針	現行の土地利用計画を基本としつつ、当地区をさらに2つに細区分し、 それぞれの地区にふさわしい合理的な土地利用を図るため、土地利用の方 針を以下のように定める。 1 流通施設業務地区 流通業務機能の増進が図られ、地区内の利便性の確保が図られるよう、一定規模以下の販売店舗が立地できる地区とする。
区域の整備・		2 沿道サービス地区 都市計画道路「弥生新道」に面する地区であり、商業・業務施設の 立地を主として図る地区とする。
開発及び	地区施設の 整備の方針	地区内の区画道路及び緑地については、当該宅地開発事業により整備されており、これら地区施設の機能 の維持・保全を図る。
保全に関	建築物等の 整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を 次のように定める。
する方針		1 流通業務機能の増進が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい 「建築物 <mark>等</mark> の用途の制限」を定める。
亚[2 ゆとりあるまちなみの形成と、健全で円滑な流通業務機能の確保を 図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。
		3 敷地の道路に面する部分には、植裁等による緑化が図られるよう、 また、駐車スペース等適切なオープンスペースの確保が図られるよう、 「 <u>壁面の位置の制限</u> 」を定める。

帯広圏都市計画地区計画の変更(帯広市決定)旧

都市計画西陵北地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

称	西陵北地区地区計画
置置	帯広市西18条から西21条南1丁目の一部
域	計画図表示のとおり
ī 積	約40.2 <u>ヘクタール</u>
ご計画の目標	当地区は、帯広市の中心部から西方約4kmに位置しており、都市計画道路「弥生新道」「栄通」に接する交通の利便性に恵まれた地区として、以前に(財)帯広市産業開発公社・帯広市土地開発公社により、流通業務地として、宅地開発が行われた流通団地地区である。そこで、本計画では、当該宅地開発事業の事業効果の維持・増進を図り、建築物の用途の混在や敷地の細分化などによる業務環境の悪化を未然に防止し、良好な流通業務市街地の形成を図ることを目標とする。
	現行の土地利用計画を基本としつつ、当地区をさらに2つに細区分し、 それぞれの地区にふさわしい合理的な土地利用を図るため、土地利用の方 針を以下のように定める。
土地利用 <mark>に</mark> <mark>関する</mark> 方針	1 流通施設業務地区 流通業務機能の増進が図られ、地区内の利便性の確保が図られるよう、一定規模以下の販売店舗が立地できる地区とする。
	2 沿道サービス地区 都市計画道路「弥生新道」に面する地区であり、商業・業務施設の 立地を主として図る地区とする。
地区施設の 整備の方針	地区内の区画道路及び緑地については、当該宅地開発事業により整備されており、これら地区施設の機能 の維持・保全を図る。
建築物等の 整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。
	1 流通業務機能の増進が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい 「建築物の用途の制限」を定める。
	2 ゆとりあるまちなみの形成と、健全で円滑な流通業務機能の確保を 図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。
	3 敷地の道路に面する部分には、植裁等による緑化が図られるよう、 また、駐車スペース等適切なオープンスペースの確保が図られるよう、 「 <mark>建築物の</mark> 壁面の位置の制限」を定める。
	立 置 域 域 積

2 地区整備計画

	<u>名</u>	称	西陵北地区			
	区	域	計画図表示のとおり			
	面	積	<mark>約</mark> 39.4 <mark>ha</mark>			
地		地区の地区の名称	流通業務施設地区	沿道サービス地区		
区	建	区分地区の面積		約0. 8 <mark>ha</mark>		
	築	建築物 <mark>等</mark> の用途の制限	次の各号に掲げる建築物及びこれ に附属する建築物は建築してはなら	に附属する建築物は建築してはなら		
整	物		ない。 (1) 住宅(管理人住宅を除く。)	ない。 (1) 住宅 (管理人住宅を除く。)		
備	等		(2) 共同住宅 <mark>、</mark> 下宿 (3) 学校	(2) 共同住宅、下宿 (3) 学校		
	に		(4) 図書館、博物館その他これらに類するもの	(4) 図書館、博物館その他これらに 類するもの		
計	関す		(5)病院 (6)店舗、飲食店又は展示場で、	(5) 店舗、飲食店又は展示場で、 その用途に供する部分の床面		
画	っる		その用途に供する部分の床面 積の合計が <mark>1,000㎡</mark> 以上	積の合計が <u>3,000㎡</u> 以上のもの		
	事		のもの (7) ボーリング場、スケート場、	(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、 射的場、勝馬投票券発売所、場		
	ず 項		水泳場その他これらに類する 政令で定める運動施設 (8) マージャン屋、ばちんこ屋、 射が場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他これらに 類するもの (9) カラオケボックスその他これ に類するもの (10) ホテル又は旅館 (11) 畜舎 (12) 劇場、映画館、演芸場者上く は観覧場 又はナイトクラブ (13) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (14) 建築基準法別表第2(砂)項第 3号に掲げる建築物(同号 (2)、(3)、(6)、(10)、(11)、 (17の3)及び(19)に掲げる建 築物を除く。)	外車券売場、カラオケボックス その他これらに類するもので、 その用途に供する部分の床 面積 店舗、飲食店又は展示場 が複合する場合、その用途に供 する部分を含む)の合計が 10,000㎡を超えるもの (7)ホテル又は旅館 (8)畜舎 (9)劇場、映画館、演芸場若しくは 観覧場又はナイトクラフ (10) 主ヤバレー、料理店その他これ らに類するもの (11)建築基準法別法第2(砂)項第 3号に掲げる建築物(同号 (2)、(3)、(6)、(10)、(11)、 (17の3)及び(19)に掲げる建築 物を除く。)		
		建築物の敷地面積の 最 低 限 度	500m (日用品の販売を主たる 目的とする店舗又は食堂若しくは喫 茶店、及び理髪店、美容院、クリー ニング取次店その他これらに類する サービス業を営む店舗を除く。)	5 0 0 <u>m</u> ²		

2 地区整備計画

	地区の名称			名	F	西陵北地区				
	地区整備計画を定める 区 域					_	計画図表示のとおり			
	地区整備計画の区域の 面 積					_	39.4 <u>ヘクタール</u>			
		地区	の	用 I	途 地	<u>戊</u>	準工業地域	<mark>同 左</mark>		
地	建	<mark>細</mark> 区:	分	区域	或の名言	<u>尔</u>	流通業務施設地区	沿道サービス地区		
区	築			区均	或の面	積	約38.6 <u>ヘクタール</u>	約0.8 <u>ヘクタール</u>		
	物	建築物	等(の用	途の制限		次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物は建築してはなら	,		
整	等						ない。 (1)住宅(管理人住宅を除く。)	ない。 (1) 住宅(管理人住宅を除く。)		
/±±	に						(2) 共同住宅 <mark>又は</mark> 下宿 (3) 学校	(2) 共同住宅 <mark>、又は</mark> 下宿 (3) 学校		
備	関						(4) 図書館、博物館その他これらに類するもの	(4) 図書館、博物館その他これらに		
計	す						(5) 病院	類するもの (5) 店舗、飲食店又は展示場で、		
naci	る						(6) 店舗、飲食店又は展示場で、 その用途に供する部分の床面			
画	事						積の合計が <mark>千平方メートル</mark> り 上	以上の もの		
	項						のもの (7) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設 (8) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (9) カラオケボックスその他これに類するもの (10) ホテル又は旅館 (11) 畜舎 (12) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (13) キャバレー、料理店、ナトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (14) 建築基準法別表第2(り)項第3号に掲げる建築物(同号(2)、(3)、(6)、(10)、(11)、(17の3)及び(19)に掲げる建築物を除く。) 500平方メートル(日用品の販	(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、 射的場、勝馬投票券発売所、場 外車券売場、カラオケボックス その他これらに類するもので、 その用途に供する部分の床 面積 (店舗、飲食店又は展示場 が複合する場合、その用途に供 する部分を含む) の合計が 一万平方メートルを超えるも の (7) ホテル又は抗館 (8) 畜舎 (9) <u>脚場、映画館、演芸場又は 観覧場</u> (10) キャバレー、料理店、ナイトク ラブ、ダンスホールその他これ らに類するもの (11) 建築基準法別よ策第2(り) 項第 3 号に掲するもの (12)、(3)、(6)、(10)、(11)、 (17の3)及び(19)に掲ずる建築 物を除く。)		
			の低			り!	500平万メードル 売を主たる目的とする店舗又は食堂 若しくは喫茶店、及び理髪店、美容 院、クリーニング取次店その他これ らに類するサービス業を営む店舗を 除く。)	堂 ド い 500 <mark>平方メートル</mark>		

<u>壁 面 の</u> 位 置 の 制 限	く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等という。)の中心線までの距離の最低限度は3mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合は、この限りではない。 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し軒の高さが2.3m以下であること。	 都市計画道路「弥生新道」 にあっては 、10mとする。 その他の道路にあっては、3mとする。 敷地境界線から1mとす
一	用語の定義及び <mark>面積等</mark> の算定方法については、建 築基準法及び同法施行令 の例による。	同 左

(理由) 改正建築基準法の施行により、条項ずれが生じることから、該当部分の変更を行うとともに、 所要の整理を行うため、地区計画の変更を行うものである。

<mark>建築物の</mark> 壁面の 位置の制限	く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等という。)の中心線までの距離の最低限度は3 メートルとするない距離にあ分が合は、当該を乗物のでは、当該の場合は、大口に変し、では、大は建築物の音がの場合は、大口の、大口の、大口の、大口の、大口の、大口の、大口の、大口の、大口の、大口の	 都市計画道路「弥生新道」 にあっては 、10mとする。 その他の道路にあっては、3mとする。 敷地境界線から1mとす
備考	用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。	同左

(理由) 西陵北地区に「大規模集客施設」の立地を抑制し、地区にふさわしい土地利用を図るため、 地区計画の変更を行う。